

# 災害時要援護者支援制度の

## お知らせ

市では、地震や風水害が発生した際に、家族などの援助が困難で何らかの助けを必要とする方(災害時要援護者)の台帳(災害時要援護者登録台帳)を整理しています。登録をされることにより、災害時の避難誘導や安否確認に役立たせることができます。

■登録できる方：肢体不自由(1級・2級)・視覚障害(1級・

### 父子・母子家庭等福祉金

市では、事故・疾病などにより両親を失った、または父子・母子世帯となった家庭の児童を監護・養育する方に対し、児童1人につき月額1500円の父子および母子家庭等福祉金を支給します。この手当は申請しなければ支給されませんので、ご注意ください。

#### 【対象となる児童】

次の1～5に当てはまる義務教育終了前の児童  
1 両親またはその一方が死亡した児童  
2 父母が婚姻を解消した児童

2級)・聴覚障害(2級)・知的障害程度(A)・A)・精神障害程度(1級)・寝たきり高齢者・65歳以上のひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯・認知

## 介護福祉課から税金の申告についてお知らせ

介護福祉課では、平成24年分の確定申告および住民税の申

- 3 両親またはその一方が重度障がいの状態にある児童
- 4 両親またはその一方の生死が明らかでない児童
- 5 そのほか前各号に準ずる状態にあり、現に両親またはその一方から監護を受けることができない児童で、市長が認める者

#### 【受給手続き】

「つくばみらい市父子および母子家庭等福祉金申請書」を提出してください。

受給者名義の金融機関口座が必要となります。(ゆうちょ銀行口座をご利用いただけます)

#### 【申請】伊奈庁舎こども福祉課

☎58・21111 (内線1164)

症高齢者・前各号に掲げる方に準ずる状態にある難病患者、そのほかの方

登録を希望される方は申込用紙をお送りしますので、電話にてお問い合わせ下さい。

#### 【問】伊奈庁舎社会福祉課 ☎58

21111 (内線1153)

告に使用できる3種類の証明書(下図表)が発行できます。申告をする方の所得の状況、要介護認定の状況などにより、すべての方が対象となるわけではありませんのでご了承ください。

▼手続きの流れ  
【申請】  
介護福祉課窓口で、申請に必要な事項を所定の用紙に記入していただきます。

【結果】  
申請いただいた内容をもとに、それぞれ必要な事項を確認し、結果を後日郵送でお知らせします。なお、介護保険料納付済証明書につきましては窓口にて即時交付します。

#### 【問】伊奈庁舎介護福祉課 ☎58

21111 (内線1173)

### <証明書一覧表>

証明書名	対象となる税控除	対象者	申請期限	確認する内容	持参品・手数料
(1) 障害者控除 対象者認定書	障害者控除 特別障害者控除	精神の状況 ①常時介護を要する重度の障がいの状態 ②外出時のみ介護を要する障がいの状態 身体の状況 ①6カ月以上臥床し、日常生活に支障のある寝たきり状態 ②寝たきりの毎日、寝込みがちの状態 ③歩行、起居動作が不自由で、外出困難な状態 ④外出可能であるが、介護を要する状態	12月28日(金)	障がいの程度について、介護認定記録などを確認します。	・印鑑(認印可) ・無料
(2) おむつ代に係る 医療費控除確認書	医療費控除	おむつ代に係る医療費控除を受けるのが2年目以降で、介護認定を受けている方	申告期間中に使用する方は、前もって申請してください。 ※(3)については、12月末までは発行日時時点で納付が確認できるものの証明になります。	介護認定に係る主治医意見書の記載内容を確認します。	
(3) 介護保険料納付済 証明書	社会保険料控除	65歳以上の方で介護保険料を普通徴収(納付書)で納めている方		対象の1月から12月までの介護保険料の納付記録を確認します。	・身分証明書(保険証など) ・無料